

明るいイーハトーブの実現をめざして

花巻市民憲章

わたくしたちは、花巻市民としての誇りを持ち、早池峰の風かおる豊かな自然と文化を大切にし、力を合わせて明るいイーハトーブの実現をめざします。

- 1. じょうぶなからだを持ち 深い知性を育てます
 - 1. すずんで働き 豊かなまちをつくります
 - 1. ひととふるさとを愛し 世界への眼をひらきます
- (平成19年3月1日制定)

【問い合わせ】

本館地域づくり課(☎41-3513)

花巻市民憲章とは

花巻市民憲章は、誰もが住みよいと思えるようなまちにしていくための花巻市の指針や目標になるものです。

市民憲章に掲げる住みよいまち「明るいイーハトーブ」を実現するためには、市民一人一人がその精神に基づいた活動を実践していくことが大切です。

市民憲章の普及のために

市民憲章を通じたまちづくりを推進するため、花巻市市民憲章推進協議会では、毎年「市民憲章運動推進大会」を開催。市民憲章の精神に基づく活動を長年実践している人たちを

表彰しているほか、まちづくりに関する講演会を実施し、市民憲章の普及と実践に努めています。

標語で市民憲章を普及

同協議会では、本市の次代を担う小学生を対象に、市民憲章に関心を持ち理解を深めてもらおうと標語を募集しました。

応募総数425点の中から、16点の作品が入選。今後、最優秀賞に選ばれた作品を掲載した市民憲章ポスターを市内の小中学校や公共施設に掲示し、市民憲章の普及啓発に生かしていきます。

令和5年度市民憲章運動実践活動表彰

個人の部

▷小原石次さん…長年、「山の神救援ボランティア」の活動として赤い羽根共同募金運動の協力、福祉バザーわたぼうし学級部長としてクリスマス会の協力などにご尽力され、健康や福祉の向上に努めています。

▷佐々木勝利さん…地元の生涯スポーツ普及のため、太田地区に「おおたカップ」を設立し、長年、地区民の健康増進と地域社会の活性化にご尽力され、教育文化体育の発展に努めています。

特別表彰

▷花巻ロータリークラブ…奏でるだけでなく絵画のように鑑賞できるストリートピアノ「旅するピアノ」を設置。るんびにい美術館の協力を得てアート作品として古いピアノをよみがえらせ、多くの人々が音楽と触れ合う活動にご尽力されています。

令和5年度市民憲章標語表彰

最優秀賞 菊池輝稟さん(花巻小6年)

みんなでつくろう 幸せな未来
イーハトーブの風にのせて

優秀賞 ▷佐藤妃夏さん(大迫小6年)▷千葉琉星愛さん(八幡小6年)

佳作 ▷照井志歩さん(若葉小6年)▷鎌田鈴禾さん(桜台小6年)▷佐々木綾篤さん(南城小1年)▷桃井弘翔さん(湯口小5年)▷伊藤凜音さん(湯本小4年)▷千葉礼羅さん(矢沢小3年)▷中島健瑠さん(宮野目小6年)▷藤原侑大さん(太田小5年)▷平藤大地さん(笹間第一小2年)▷宗形柚奈さん(石鳥谷小1年)▷大竹美桜さん(新堀小1年)▷伊藤結愛さん(八重畑小1年)▷吉澤拓哉さん(東和小6年)

*同協議会では、随時会員を募集しています。詳しくは本館地域づくり課までお問い合わせください

4月から 妊産婦の医療費助成を 拡充します

市内に住所がある全ての妊産婦について、4月1日から所得額にかかわらず医療費助成を受けられるようになります。新たに助成を受けようとする人は、医療費受給者証の申請手続きが必要です。

【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3584)



妊産婦の医療費助成の内容

- 対象 市内に住所がある妊産婦
- 助成期間 妊娠5カ月に達する月の初日から出産の翌月末まで



4月からは所得制限が撤廃されて、市内の妊産婦全員が医療費助成の対象となるのね!

自己負担額(医療機関の窓口での支払い額)

住民税非課税世帯	無償
住民税課税世帯	1医療機関ひと月につき、入院2,500円、通院750円を上限

例



医療費受給者証の申請はお済みですか

- 母子健康手帳交付と一緒に申請を
保健センターでの母子健康手帳交付に合わせて、妊産婦の医療費助成の申請手続きをしていただきます。申請後、国保医療課から認定開始月の前月末までに受給者証を発送します。

4月以降新たに医療費助成の対象となる妊産婦の皆さんへ

昨年12月下旬に、本年4月から使用できる医療費受給者証の新規申請書をお送りしています。2月29日(木)までに、同封の返信用封筒で国保医療課へ返送をお願いします。

2月29日(木)までに医療費受給者証の申請をした人には、3月下旬に受給者証をお送りします。受給者証は、郵便はがき(開封タイプ)で送付します。

*2月29日(木)に間に合わなかった場合も申請を随時受け付けます。受給者証は受け付けから数日後に発行します

利用の流れ

- 県内の医療機関を受診したとき
医療機関で医療費受給者証を提示することで、窓口での支払い上限が医療費助成の自己負担額までとなります(現物給付方式)。

- 県外の医療機関を受診したとき、医療費受給者証を提示しなかったとき
医療費を一度支払った後、国保医療課に給付申請をすると、後日、自己負担額を超える給付相当額が口座に振り込まれます(償還払い方式)。※給付申請には、医療費の領収書が必要ですので、なくさないようにしましょう

このほか、市では市内の小学生から高校生等までの医療費助成について、昨年8月から所得制限を撤廃。保護者の所得額に関わらず、全ての子どもたちが医療費助成を受けられるようになりました。